3　核燃料輸送物等を運搬する車両については、核燃料輸送物等のうち防護対象特定核燃料物質が収納されているものを運搬する場合には、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じなければならない。

附　則

（施行期日）

1　平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始される核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第百二号

地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第三条第一項の規定に基づき申請のあった地方公共団体情報システム機構に係る定款並びに最初の事業年度の事業計画及び予算について認可をしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

○法務省告示第百二十一号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月二十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年三月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字中之条二百二番地　土屋宗一郎

○法務省告示第百二十二号

長野県大町市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月二十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、大町市役所又は長野地方法務局大町支局に照会すること。

平成二十六年三月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県大町市大字常盤二千二百二十番一号地

髙岡　市郎

○法務省告示第百二十三号

大分県臼杵市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月二十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、臼杵市役所又は大分地方法務局に照会すること。

平成二十六年三月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

大分県北海部郡臼杵町大字海添八百五番地

日名子友五郎

○法務省告示第百二十四号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月二十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年三月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字中之条五百六十八番地

田中　亀十

○外務省告示第八十二号

平成二十六年二月二十六日に東京で、航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の付表の改正に関する次の書簡の交換がアラブ首長国連邦政府との間に行われた。

平成二十六年三月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百九十八年三月三日にアブダビで署名された航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定（以下「協定」という。）第十四条及び第十六条の規定に従って二千十二年五月二十七日及び二十八日にドバイで行われた日本国及びアラブ首長国連邦の航空当局の間の協議に言及する光栄を有します。

本大臣は、また、前記の協議において到達した合意に基づき、及び協定第十六条の規定に従い、この書簡に添付する新たな付表が日本語、アラビア語及び英語で作成された協定の現行の付表に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本大臣は、更に、前記の提案がアラブ首長国連邦政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の殿下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が殿下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに殿下に向かって敬意を表します。

二千十四年二月二十六日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アラブ首長国連邦外務大臣

アブダッラー・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン殿下

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点―ソウル（注2）―東南アジア地域内の二地点―インド亜大陸内の二地点（注3）―湾岸諸国内の地点―中間の地点（注3）―湾岸諸国内の地点―アラブ首長国連邦内の地点

注1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

注2　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、第五の自由の運輸権を行使することなく、大阪を含む路線における貨物業務のためにのみ、「ソウル」に業務を行うことができる。

注3　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、「中間の地点」に業務を行うことができる。

2　アラブ首長国連邦の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

アラブ首長国連邦内の地点―湾岸諸国内の地点―インド亜大陸内の二地点（注2）―東南アジア地域内の二地点（注2）―中間の地点（注3）―日本国内の地点―ソウル（注4）―ロサンゼルス又はサンフランシスコ（注2）

注1　アラブ首長国連邦の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、アラブ首長国連邦内の一地点をその起点としなければならないが、